

要 請 書

並行在来線への財政支援等について

令和8年8月

並行在来線関係道県協議会

北海道・青森県・岩手県・新潟県・富山県・石川県
福井県・長野県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県

並行在来線への財政支援等について

整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離された各地の並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない社会インフラであるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っており、国民経済全体を支える極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、各路線は、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状況となっているほか、鉄道施設・設備の老朽化や安全運行に欠かせない人員の確保といった課題があり、鉄道の維持・存続が強く危惧されています。

地方自治体も、並行在来線に対し、初期投資等に多額の負担を行うとともに、鉄道施設の更新修繕等に対しても、相当額の支援を行っていますが、今後、鉄道施設・設備の老朽化による多大な設備更新が見込まれ、更なる安定経営に向けた仕組みづくりが必要です。

さらに、人口減少に加え、近年の生活様式や移動需要の変化により、各路線の利用者は減少しており、中東地域の情勢変動等に伴う運転用動力費の増加も重なり、経営環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、国においては、各路線が経営分離した後も将来にわたり安定的に維持・存続が図られるよう、引き続き、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 並行在来線維持・存続のための財源確保や新たな仕組みの構築

- (1) 並行在来線維持・存続のため、これまでの枠組みの再検証・見直しを行い、並行在来線の赤字解消相当分も含まれている貸付料の活用、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しへの対応など幅広い観点からの財源確保の方策も含め、新たな仕組みの構築を検討すること。

特に、今後の人口減少を見据え、住民の生活交通の確保の観点から、路線維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度を創設・拡充するとともに、地元負担に係る所要の地方財政措置を講じること。

- (2) 貨物調整金制度について、並行在来線の安定的な運営を支える仕組

みとなるよう、他の支援制度も含めた幅広い視点から、次の改善を図ること。

- ・ 観光列車等を含む旅客列車の増便が貨物線路使用料の減収を招き、旅客確保に向けた経営努力が収支改善に反映されない現状を是正するよう、制度を見直すこと。
 - ・ 自然災害や車両の整備不良など J R 貨物側の事情等により貨物列車の運行が減少した際に、線路使用料が予期せぬ減収とならないよう、算定方法を見直すこと。
 - ・ 貨物列車の運行のみに使用する設備に係る線路使用料の算定方法について、電化柱なども算定対象に含めるよう見直すこと。
 - ・ 設備投資に伴う減価償却分の後年度分割支払により資金繰りに支障が生じないように、事業者の意向に応じた線路使用料の一括交付や設備投資に対する貸付を可能とすること。
- (3) 燃料費や電気料金の高騰による運転用動力費等の増加や人件費の上昇により、厳しい経営状況にある各事業者が、持続可能な鉄道事業を構築できるよう、支援措置を講じること。
- (4) 西九州新幹線開業に伴い上下分離された J R 長崎本線（江北～諫早）についても、並行在来線鉄道と同様の支援措置を講じること。

2 安全かつ安定的な運行のための設備投資等に対する支援制度の拡充や予算確保等

並行在来線の安全かつ安定的な運行のため、経営分離等された後に必要となる多額の設備投資等に対する支援制度を拡充し、施設の修繕費に対する新たな支援制度を創設するとともに、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に係る十分な予算枠を安定的に確保すること。

特に、鉄道事業者の経営や安全輸送の確保に多大な影響を与える車両の更新・検査や変電所・指令システム更新、車両基地整備などの大規模投資については、特段の配慮を行うこと。

また、経営分離等の際に引き受けた過大な設備の維持管理や老朽化による設備更新に係るコストの縮減のため、設備のスリム化・合理化等の経費についての支援制度の創設や、鉄道事業者に対する技術的な助言・ノウハウの共有を行うこと。

3 利便性の維持・確保への支援制度の創設・拡充等

- (1) 並行在来線の新駅の整備や既存駅の改修などの利便性向上のための設備投資について、簡便な手続きで、輸送密度に関わらず、新たに社会資本整備総合交付金の基幹事業に追加された地域公共交通再構築事業の対象とし、優先的に採択すること。
- (2) 並行在来線から J R 路線等を利用する広域利用者の利便性確保のための増便や、駅での J R 切符券売機の設置などへの支援制度を創設すること。
- (3) 地域公共交通計画事業〔コミュニティ・レール化〕について、事業

の新規採択を再開すること。今後の新規採択がない場合は、新駅や行き違い設備等に対して、輸送密度に関わらず活用可能な支援制度を創設すること。

- (4) 鉄道の利用促進や、インバウンド需要の取り込みに向けた、バリアフリー化や多言語対応、公衆無線 LAN 整備、トイレ洋式化、交通系 IC カードの導入などの利用環境の整備に対する支援制度を拡充するとともに、十分な予算枠を確保すること。
- (5) 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐ利用者の負担軽減のため、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。

4 税制特例措置の拡充

- (1) 地域鉄道に対する固定資産税の特例措置について、令和 8 年度末とされている適用期限を延長し、厳しい経営環境にある鉄道事業者の税負担の軽減を図ること。
- (2) 新たに整備・取得した鉄道資産を税制特例措置の対象に加え、J R 二島特例並みに拡充すること。
- (3) 将来にわたり鉄道を維持し日本の物流の大動脈である貨物線路を守っていくため、国は、J R から譲渡された鉄道に係る税制特例について、譲渡からの期間に関わらず、特例が受けられるよう見直すこと。

5 J R への働きかけ等に係る支援等

- (1) 安全輸送のために不可欠な要員の確保に関して、J R 各社に対して人的支援等を維持・拡充するよう働きかけること。
- (2) J R から譲渡される鉄道資産について、無償譲渡または J R の簿価ではなく収益性に基づいた価格設定のルール化や鉄道資産の譲渡等に関する J R との交渉に対して、国として必要な支援を行うこと。

6 災害からの早期復旧を図るための国による全面的な財政措置等

鉄道軌道災害復旧事業費補助制度について、災害認定要件を緩和し、国庫補助率を大幅に引上げるほか、運営会社等の維持のための補填制度を創設するとともに、地方負担に係る所要の地方財政措置を講じること。

令和8年8月

並行在来線関係道県協議会

北海道知事	鈴木直道
青森県知事	宮下宗一郎
岩手県知事	達増拓也
新潟県知事	花角英世
富山県知事	新田八朗
石川県知事	山野之義

福井県知事	石田嵩人
長野県知事	阿部守一
佐賀県知事	山口祥義
長崎県知事	平田研
熊本県知事	木村敬
鹿児島県知事	塩田康一